

建管第323号

平成25年5月2日

(各種関係団体の長) 様

北海道建設部長

技能労働者への適切な賃金水準の確保について(要請)

国土交通省においては、平成24年10月に実施した公共事業労務費調査に基づき、工事の積算に用いるための「平成25年度公共工事設計労務単価」を平成25年3月29日に決定したところですが、道においてもこの労務単価を積算に用いる単価として平成25年4月1日に決定したところであり、前年度と比べ約17%強の上昇となったところです。

労務単価は、建設投資の大幅な減少に伴うダンピング受注と下請へのしわ寄せ等により就労条件が大きく悪化し、技能労働者の減少が続いているという現状を踏まえ、こうした技能労働者の減少等に伴う労働需給のひっ迫傾向を適切に反映させるとともに、社会保険等への加入の徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を適切に反映させ設定されたものです。

また、道では、平成25年度の労務単価を4月15日以降の入札から適用しておりますが、この度の労務単価の大幅な上昇を踏まえ、旧労務単価を適用した契約について、受注者の請求により、新労務単価に基づく契約に変更できる「特例措置」を講じることとし、各総合振興局長及び留萌振興局長に通知したところです(別添1・2参照)。

こうした諸事情を踏まえ、貴団体におかれましては、各会員の皆様に対して、次のとおり、適切な価格での契約及び技能労働者等への適切な水準の賃金の支払い等について対応を図られたく、周知徹底をお願いします。

記

1 技能労働者への適切な水準の賃金の支払に対する特段の配慮

適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請企業に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払いを要請するなどの特段の配慮をすること。専門工事業者においては、雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げを図ること。

2 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底

平成25年度の公共工事設計労務単価においては、技能労働者の加入に必要な社会保険料(本人負担分の法定福利費)相当額が勘案されているほか、平成24年4月に行われた土木工事等現場管理費率の改定により事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されている。

このため、元請企業においては、下請企業に対し、社会保険料(事業主負担分及び労働者負担分)相当額を適切に含んだ額により下請契約を締結すること。また、専門工事業者においては、技能労働者に対し、法定福利費相当額を適切に含んだ額の賃金を支払い、その使用する労働者を法令が求める社会保険等に参加させること。

(建設政策局建設管理課工事管理グループ)
技術管理グループ

別添1

建管第 163 号
平成25年4月16日

各総合振興局長 様
留萌振興局長

建設部長

平成25年度公共工事設計労務単価の適用に係る特例措置について

国土交通省直轄工事においては、平成25年4月8日付け国地契第3号外通知により、運用に係る特例措置を講じることとしているところであり、さらに、この通知を参考として、適切な運用に努めるよう道に通知がされたところです。

国土交通省からの通知等の趣旨を踏まえ、建設部が所管する事業で各総合振興局（振興局）が発注する工事についても国に準じ、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

1 措置の内容

2に定める工事の受注者は、「北海道建設工事執行規則（昭和39年5月6日付け北海道規則第60号）」別記建設工事請負標準契約書式第51条の定めに基づき、平成24年度公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を、平成25年度公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

2 対象工事

平成25年4月1日以降に契約を行う工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

3 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\#} \times k$$

この式において、 $P_{\#}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\#}$ ：新労務単価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

4 協議の請求期限

本通知に基づく請負代金額の変更の受注者からの協議の請求期限については、工期末の30日前までとする。

5 その他

受注者等に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明すること。

〔建設政策局建設管理課技術管理グループ
工事管理グループ〕

各総合振興局長 様
留萌振興局長

建設部長

平成25年度維持管理業務、除雪業務、施設管理業務及び保守点検業務の業務単価
(業務委託料)の変更に係る特例措置について

国土交通省直轄工事においては、平成25年4月8日付け国地契第3号外通知により、運用に係る特例措置を講ずることとしているところであり、さらに、この通知を参考として、適切な運用に努めるよう道に通知がされたところです。

国土交通省からの通知等の趣旨を踏まえ、各総合振興局(振興局)が発注した維持管理業務、除雪業務、施設管理業務及び保守点検業務についても、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏のないようお願いします。

記

1 措置の内容

2に定める業務の受託者は、「公共土木施設維持管理業務実施要領(平成24年3月6日付け建総第2241号)」公共土木施設維持管理業務契約書式第44条の定めに基づき、平成24年度公共工事設計労務単価(以下「旧労務単価」という。)に基づく契約を、平成25年度公共工事設計労務単価(以下「新労務単価」という。)に基づく契約に変更するための業務単価の変更の協議を請求することができることとする。

また、公共土木施設維持管理業務以外の契約については、契約に定めのない事項が記載された契約条項の定めに基づき、契約金額の変更の協議を発注者に請求することができることとする。

2 対象業務

公共土木施設維持管理業務、維持管理業務(舗装修繕・管渠清掃・植栽管理)、除雪業務、施設管理業務(不点修理・照明修理)及び保守点検業務のうち、設計労務単価を用いた積算で、かつ、旧労務単価を適用して予定価格(単価)を積算しており、委託期間の始期が平成25年4月1日以降の業務。

ただし、工事に係る委託業務(調査、測量、設計など)は除く。

3 契約金額の変更

変更後の業務単価(業務委託料)については、次の方式により算出する。

変更後の業務単価(業務委託料) = $P_{\text{新}} \times k$ この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。 $P_{\text{新}}$: 新労務単価により積算された単価(予定価格) k : 当初契約の落札率

4 協議の請求期限

本通知に基づく業務単価(業務委託料)の変更の受託者からの協議の請求期限については第1四半期末の30日前までとする(委託料の請求が四半期毎以外の委託業務については、請求書提出以前。)

5 その他

受託者等に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明すること。

建設政策課	建設政策グループ
建設管理課	工事管理グループ
	技術管理グループ
道路課	維持管理グループ
河川課	河川管理グループ
	整備維持グループ
	河川開発グループ
砂防災害課	事業管理グループ
	砂防・海岸グループ

○通知先一覧

- ・一般社団法人 北海道建設業協会
- ・一般社団法人 北海道舗装事業協会
- ・一般社団法人 北海道造園緑化建設業協会
- ・一般社団法人 北海道篤土木工業連合会
- ・一般社団法人 北海道道路標示・標識業協会
- ・一般社団法人 北海道土木コンクリートブロック協会
- ・一般社団法人 北海道空調衛生工事業協会
- ・一般社団法人 北海道建築工事業組合連合会
- ・社団法人 北海道電業協会
- ・社団法人 日本建設業連合会北海道支部
- ・社団法人 全国建設室内工事業協会北海道支部
- ・北海道建設躯体工事業協同組合
- ・北海道鉄筋業協同組合
- ・北海道板金工業組合
- ・北海道塗装組合連合会
- ・北海道建設インテリア事業協同組合
- ・北海道管工事業協同組合連合会
- ・北海道左官業組合連合会
- ・北海道建設作工技建協同組合